



## 監督署の窓

### 令和2年の「名古屋北総合労働相談コーナー」における労働相談の傾向について

名古屋北労働基準監督署内に設置されている「名古屋北総合労働相談コーナー」では、労使双方のさまざまな立場の方から労働相談を承っています。

令和2年の1年間で「名古屋北総合労働相談コーナー」には、6117件の労働相談がありました。

平成29年には6825件、平成30年には6751件、令和元年には6979件の労働相談がありましたので、令和2年の相談件数は減少しています。



談は671件でした。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する相談は1116件でした。

具体的な相談内容の内訳を見ると、最も多いのが「休業手当」に関する相談で974件でした。

ついで多いのは「定期賃金不払」に関する相談が798件、「年次有給休暇」に関する相談が

748件、「解雇の予告」に関する相談が501件でした。

特徴的だったのは「休業手当」に関する相談が平成29年は147件、平成30年は155件、令和元年は241件だったのが974件と急増したことでした。

「休業手当」の相談の急増が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響であることは言うまでもないと思います。もう少し詳しく見ていきますと、令和2年の「休業手当」に関する相談は、令和2年3月に122件、4月に2

65件、5月に122件、6月に114件というのが最も相談が多い時期で、その後、減少していき12月には24件でした。

これは、令和2年5月20日から新型コロナウイルス特例措置の雇用調整助成金の申請・支給手続が始まり、「休業手当」の支払いなどの問題に一定の落ち着きが見られるようになったものと考えています。

また、「過重労働・長時間労働」に関する相談は平成29年に318件、平成30年に348件、令和元年に253件、令和2年に183件と減少傾向が見られます。

これは、平成30年4月1日以降の働き方改革関連法の施行に伴う企業の長時間労働の抑制への取組みと新型コロナウイルス感染症の感染拡大の双方の影響が見られるものと考えています。

次に令和2年には「個別労働紛争」に関する相談が1912件ありました。

「個別労働紛争」というのは、労働関係について個々の労働者と事業主との間に紛争

が生じている状態（例：解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど）を意味します。

「個別労働紛争」に関する相談件数は、平成29年は1862件、平成30年は1628件、令和元年は1884件でした。

令和2年の「個別労働紛争」に関する相談のうち、新型コロナウイルス感染症に関連する相談は214件でした。令和2年は労働相談にも新型コロナウイルス感染症の影響が強く感じられた1年でした。

いまだに新型コロナウイルス感染症の感染状況については、予断が許されない状況にあります。

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止とあわせて可能な限り適切な労使関係の構築を心がけていただきますようお願い申し上げます。

イラスト・木村武司